



7月29日～8月9日で高等部生徒、保護者を対象に職業相談会と福祉相談会が行われました。関係機関と連携を図り進路情報を得たり、卒業後の進路を考えたりする機会となりました。相談会の内容を記載しましたので参考にさせていただけたらと思います。

職業相談会・福祉相談会の内容について

	職業相談会	福祉相談会
内容	1 障害者雇用の現状、今後の見通しについて 2 療育手帳の必要性について 3 企業に就職するまでの流れについて 4 企業に望まれる生徒像について	1 卒業後の福祉サービスについて 2 サービスの利用の仕方、手続きについて 3 療育手帳について 4 障害基礎年金について

好まれる社会（職業）人

- | | |
|----------------------|-------------|
| ① 人前できちんと「あいさつ」ができる人 | ⑤ はきはきと明るい人 |
| ② 出勤時間に遅刻しない人 | ⑥ 約束を守る人 |
| ③ 無断欠勤しない人 | ⑦ 指示に従う人 |
| ④ 清潔感のある服装の人 | ⑧ 仕事の勉強をする人 |

ハローワークでの参考資料に記載されていたものです。

福祉サービスの紹介

日中活動系サービスについて紹介します。

サービス名	サービス内容	給付の種類
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。	訓練等給付
就労継続支援 A 型 (雇用型)	企業等に就労することが困難な障害のある人に対して、 <u>雇用契約に基づく</u> 生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行う。(原則として最低賃金を保障)	訓練等給付
就労継続支援 B 型 (非雇用型)	企業等に就労することが困難な障害のある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行う。就労継続支援(A型)や一般就労への移行を目指す。(授産的な活動を行うことで、工賃が支払われる)	訓練等給付
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供する。	介護給付
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行う。	訓練等給付
療養介護	医療と常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活の世話をを行う。	介護給付

※障害者総合支援法に基づくサービスです。原則、18歳以上の方が対象です。

※日中活動系サービスの他、訪問系サービス(居宅介護や行動援護等)や居住系サービス(施設入所支援等)もあります。

※サービスを利用したい場合、①各市町村の福祉課に相談し、申請をします。②調査、審査・判定を経て③サービス等利用計画書の作成を契約している相談支援事業所に依頼をし、作成をしてもらいます。その後、④支給決定が行われ、⑤実際に利用するサービス等利用計画を相談支援事業所に作成してもらい、⑥利用するサービス提供事業所と契約をしてから⑦利用開始となります。

※手続きについては各市町村で若干異なる場合があります。

～ お知らせ ～

9月19日(木)9:30～12:25の時間で「高等部進路学習会」を行います。高等部生徒が自分の卒業後の進路を考えるために通学区域の周辺の6つの福祉事業所と障害者就業・生活支援センターの方に来ていただき、卒業までに学習して欲しいことについての講話を聞いたり、各事業所の作業を体験したりする学習会です。参加事業所の作業内容や卒業までに身に付けておきたいことなどについて大変参考になりますので、是非参観ください。